

06-101

回答票②

06-101

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金については、国民年金と控除にもつたが、
当時は各市町村が控除にもつたが、その下部には、個々組織があり、級組合、婦人会等保険料収納の中に、その取扱いは厳密に行われてあります、
これが何で何を意味で正確な取扱いが付な
わないでいたと感じます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在保険料、彼等は(?)産振替案を行なわせ
てあり、被保険者個人との関係が疎遠になつて
意識が底くつろぎでいいことが原因と考え
られます。国民年金の場合には被保険者と
の親密関係が少しあるのではないかと思ふが、

06-101

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は現在のように年金に対する关心がなく個人年金に入っていましたから国民年金には加入していないという被保険者が多く見られました。現在期間を満たさない被保険者がみられるのも老いのようの方がいるのではないか?

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金の収支についていろいろ議論していましたが、懸念を一つもうえず、大変でした。現在のように年金に対する关心が高まっている現在のようす状況には、びっくりすると考えられます。

06-103

回答票②

06-103

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本 庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① このような問題が生じるとは思っても
未せんでした。
- ② テレビ等で報道を山から下りながら
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

山形県に問い合わせて正しく処理されており
このような問題は何か生じるかと思いま
せんでした。

06-104

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-104

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-104

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大規模等に基づいて適正な業務実績を実現してきました。
省町村等に対しても適正な標準を実現してきました。
このことから、年金記録問題では、切符修理時にわざと誤記入ミス(僅少)以外は、特にないと言えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-105

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 結婚式場等、おもてなしの多量を本人へ請求する、大妻の作業にかかる費用。
 2. 完成の際、基準を超過して、料金を算出、未回答、不明者多く、将来的に請求が頻繁で未回答のまま、妻の作業は月々大妻の作業にかかる費用。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-106

回答票②

06-106

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 (*平成11年度までは課長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表される場合は年金記録問題についても承認いたします。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進められている社会保険制度の問題を解決するため
を止めません。

06-106

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金に直接関わる業務は、選択、毎年の適用業務が1年と
年金相談業務1年になります。特に年金相談においては
1人の被相談者がいるが、他の被相談者が、同じく別の番号を持っていて
年金を扱う中で感謝されたり喜びや充実感の度合い
が何倍も高い印象を受けました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分なりに適切に対処してよいかと思います。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input checked="" type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先に述べておき出す今後の運動等に沿った取組の進捗状況を踏まえ、31年度年金記録問題への対応を着実に進め、今後の実績も踏まえながら運動に沿い私負、OBアンケートリポートを前進するのみと考えております。

06-107

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数時代、被保険者登録や支給と同時に年金額、レバーリング額も入れて業務課に送付したものですが、これら2種類や年金支給額反映されるものと誤認されたりました。又コンピュータに入力後、誤合せ正誤をレターカミスクエイドにておりました。政治家の年金未納問題やらかられ、立憲民主党や公明党に残念な思いをしました。
マスコミ等で報道されたときはおのずかね問題や存在する事実を知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今となっては反省点を有けます。とにかく国民やら
ば被保険者年金を構築する事や最後までいたるやと
考えております。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的な考え方には問題ありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に年金記録が正確に反映されない問題として、年金記録問題となって、遅延のため課程修了までと認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これまで個々で個人への直接取得面倒な扱い、毎月日は住民登録実施ではなく事業所へ向けても本人履歴表の手の確認があることが、年金記録の不一致や繋がりのもの一因だと気が付きました。

ご協力、ありがとうございました。

06-109

回答票②

06-109

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当年内においては、旧名簿を用ひて
手書き名帳方式以来、全てマニエアル
にて、正名に久々改めてあります。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最初に、届きの従い各段階で正名に
處理していただきたいと強く信じますが、本人の
申立てによる取消(自己責任)方法(+)
考え方を含め。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、窓口相談では極めて内規備
に詳しく述べて、納得づけて相手との了解を得て
いたので、車両登録作業の箇算上
の表記方法の不適について、天文書類誤認か
報道小冊にはないか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

8.7年から制度発足し、極めて初步的な車両
登録や手続き、加入者も制度への期待感も薄く
健保の補完的存続との受け止め方が多くある。
高齢化期に入り、車両が多く「保険証」の交付
を同一人に繰り返されて、毎年制度の誕生と
重なれば制度への反対も多く、受給額の低さを
あり、車両登録、加入者の認識度を低下させたと
思う。

06-110

回答票②

06-110

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-110

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が表面化され未統合の記録が
5千万件も保管されてることを初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-111

回答票②

06-111

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

山形県における職員一丸となって誠心誠意
職務に専念していくに認識しておる。年金記録
の改ざんをするということは無かつたと思います。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-111

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-112

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-112

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ・国民年金被保険者が管轄で現住所地不在という事例不明なら年金記録が相当数存在している。
- ・脱退年金の受給認識が希薄(会社で代理請求、本人へ退職金の一部として残していく可能性)

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求の時、本人と面談できるケースでは早めに職場のみならずオーナー被保険者加入と思われる期間の住民登録住所地を確認するなど徹底する。
(現在も実施しているものと思われるが…)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙記録からコンピューター化へ時代とともに記録問題
が進んでいる中で、切符業務の結果は最終的に確認
できない。(地図方針)、正當に切符を購入したと
思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時、本人と対面し記録確認を徹底
で行うものと考えていた。しかしそれは、時間的延滞的
等で本人へ届けられないかは分からぬ。

年金定期便、ターンアラウンド方式でフォローしている
現れは評価できるが、最終的には本人との面談での
確認に時間を割いて対応すれば確実と考えている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

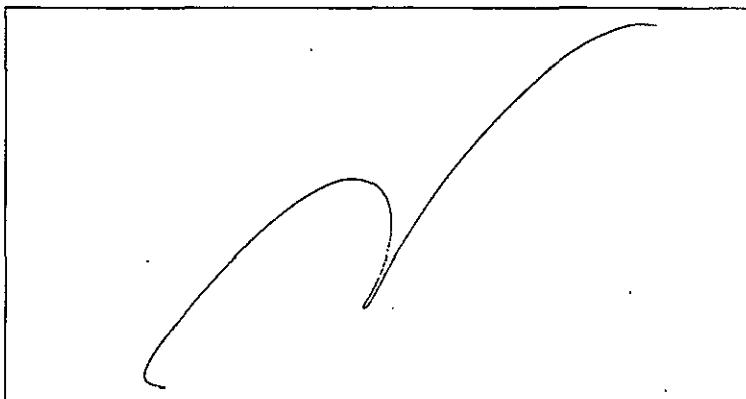
(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-113

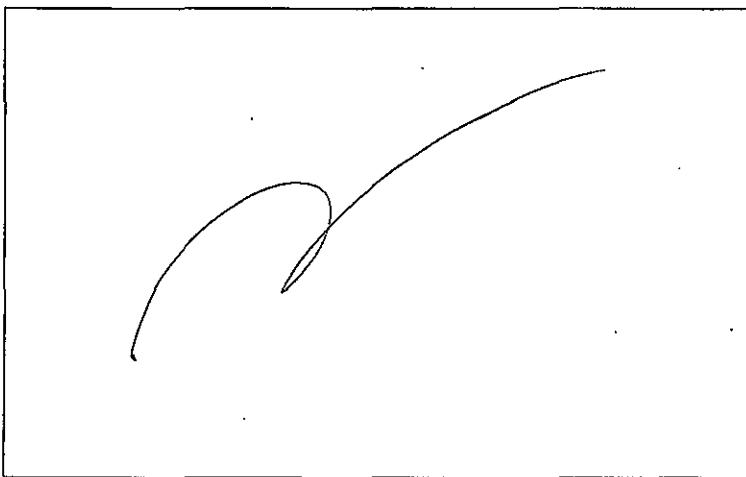
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

06-114

回答票②

06-114

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. わんぱく運動便の抜元
2. (政府)元老院へより積極的な開拓

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○問題認識

1. 年金記録の不統一が、5000万件も存在があることは、全く知らないまま、初めて知り、もやもや、なぜ整理工事が遅延か、年金記録が問題で確認、確認をかけないと感じてた。
2. 行き届かないも反省すべき点、(未だに未満)やめたま、役員、専門の方、連絡で異常な年金記録が問題を立てさせてもらひ。

○在籍で未だに問題

△以前、全く知らないまま

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○未だ

内閣府PR担当、OIS監視の活用、実際相手への説明、協力、理解等

○反省点

お客様回線の行政執行に欠けていた。

06-115

回答票②

06-115

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本 庁	<input type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。手元にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

すべての記録が統合されているとは思っていながら、「かくし」
は組合へ未統合の方は本人から年金請求時に解決され
ることだよ。正直あまり問題意識は感じていなかった。
未統合の数ヵ月や算退転後新聞報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取扱届等は事業主からの届出主義を取っており、
確認書類(氏名、生年月日等)の返却まで
でさえ書類の添付も義務づけの方策をとらね
ておらず不適切。

06-117

回答票②

06-117

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

78✓

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1に関するものと思ひ回答され

06-117

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題となる様なことは認識していない。
あるとも思っていないが、その様な仕事はしていない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識がないから対応していない。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道された以外は、特にない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、現時点で充分努力されていると思う。早い機会に全面解消を図ってあります。我々も少し出来だけの協力をすみつけてあります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の不実合算については、業務センターからの未設り入
即会議により、旧台帳を調査し、その都度、整備されていく
を確信しております。
そのうが向願の存在は、政府導入の国民年金未加入に
ついての報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録については、過去未加入ではないか、二重保険証を
もつてないか等と機会あるごとにP.M.してあります。
しかし、末端の被保険者まで周知されていなかつたので
はないかと思っております。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事務局に勤務しながらも保険料控除を受けられぬ
か入った分が何が減らせるかわからないのではないか
と思われます。(昭和50年頃)

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

御意見が発生した際の總理大臣が選挙のため
国民大統領としているので期間を定めず議会に
直ちに統計を調査すべしではないかと思われます

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金に係る事なので正確に記録すべしと思ふがから日常業務を行なう來た。
種々の問題がおそれれが新聞、テレビ等で公表されるまで知らず、その様な問題が当たりか不思
がござる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生・国民年金の記録を平米が集中管理する方策
は無理があつたのではないか

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
① 事務局課長級以上 平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々の時代は今のような
問題となる言葉は全く
聞いてみませんでした。
期初の記録もれの話
など、被保険者・受益者
の問題です。(脱手支給済の者は除く)

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

健保法・厚年法も同じであるが
被保険者の規定・使用の際・
事実上の使用の際・適用除外
の取扱い・は、他法(例・高額
保険法の被保険者)と比べて
一致するものではなく、必ずしも
主なのがむずかしいものがあり、これら
の問題を生じている。法律の一元化を徹底
しない根柢は不可否であると思われる。

06-120

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、どのような問題と
該問題は今までどうに記
憶しております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直前の2つの御質問のとおりです。
一元化困難な場合に、
現行の保険法等の被保険者
と健保法等の被保険者の違いを
もっともつとわかりやすく、何段階なく、
広報・宣伝における御めづけられる
つもりない。(テレビでもよく使ってほしい)

06-122

回答票②

06-122

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

無りません。

06-122

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在取やは、年金記録の問題が、どうある
問題と見えていたのかは、当時ほ、放送も
みると、なんとか。
このような問題を知つてから、最近あり後後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後へ行くので、反省会へつれでは、
考えがりません。

06-124

回答票②

06-124

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 現在、長期的調査を担当している職員には、簡単なことではない特別な取扱いを積んでいたるところが、今後においても効率的に進めてほしい。
- 調査に必要な不従従者に対する資料をすべて確保し資料の整備保存に努める。
なお、現在の文書規程を見直し、記録の事故防止に対する文書規程を策定する。

06-124

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 厚生の被保険者記録システムに入力されたなか
った「事故リスト」の処理について、疗養施設等一
から照会を受けた都度、即ち調査し、修正・指定
其日報本で回答していく。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金事務は被保険者に関する記録の管理が、将来の
年金支給のために最重要である問題と受け止め業務に
当りていた。
- 過去の「事故リスト」の未収録部分を徹底的に洗い出し
調査し入力処理に努力しなければ解決されないと
思われる。

06-125

回答票②

06-125

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
① 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

06-125

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一つの年金番号に統合されていない年金記録があり、正しい年金額を受けられないなど、正すべき問題と認識していた。

一人の人が複数の年金番号を持っている例は、事業所に採用時に年金手帳を提示しないため、多くあった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「ねんきん特別便」等の呼びかけにより、一人でも多くの人が正しい年金記録で年金を受けているにこより対応した。

06-126

回答票②

06-126

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本 庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

↓

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-126

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-127

回答票②

06-127

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題、Oは年金による人間の問題で
年金問題

06-127

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ ~~運転未乙未、ほとんど向導依頼。~~
 - ・ ~~左側通行~~
 - ・ ~~運転後は、マスク、固着等で、3.13日~~
 - ・ ~~毎日午後休。~~

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-128

回答票②

06-128

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input type="radio"/> ○退職者	
所属	<input type="radio"/> 本 庁		<input type="radio"/> ○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 医療、管理官 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現段階の人達には、大変でつらいところ、困っています。
 もう少しあたまをひく方が、将来的には、政治制度(やないといつても)がよくなります。

06-128

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「みんな：これがどうのか」と驚きでいっぱいでした。
それがノック音、国会中継で新聞報道でありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

驚きばかりで老もつきません(下)。
今もってわかりません。

06-129

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-129

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

06-129

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

わかりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

06-130

回答票②

06-130

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-130

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に無い。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-131

06-131

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> ○退職者
所属	<input type="radio"/> 本 庁	<input type="radio"/> ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 何 いひ。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 社会保険行政が癆命に努力しても、この内閣は解決するとは思えない。事業主や本人からの協力がないと解决されまいのを、このようになつて事情を詳しく説明し協力を要請する。

06-181

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金養老に統合されない記録があることは認識していませんが、具体的な件数等は把握しておりませんでした。この内額は、マスク等は、一方的に社会保険より責任として報道されておりましたが、社会保険の責任だけではなく適用年齢、本人の責任も多々あり、皆は出稼者場合、収入、生年月日が統一化されていますにより、このような事態になつたことを思われます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金相談時あるいは年金請求時に本人からかかりに直すとしたりをして、過去の就労状況により、年金記録の確認を行い、長期間に渡り基礎年金記録を整備する必要があると思われます。

ご協力、ありがとうございます。

06-132

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-132

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①新聞等で報じられている、報酬訂正や遅延賞賛などについておどろいています。
花取当時のよりはことはじてないし話が聞いていません。

②昭和 80 年代あたりは、小さな工場で若い奥さんは社員料金に加入すると手取りが少しくなるので入れないでくれと事業主にたのむ人がいました。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記
②のようは方が今はまだ賞賛ありはどと申立たのを全て認めることは、公平なだける。

銀の賞賛が決して期間に認められなくてはならぬと考はれ
と運営され

06-132

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁で所持する記録が唯一正確な
記録と信じていた。

問題を知ったのは例の5,000万件----の報道から
です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻厚生労働大臣も発言しているように、
人員と経費を集中化して早期に解決
すべきと見えます

06-133

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは特に問題はなかったと鬼う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- この問題は、なかったと思います。
- 平成16年から17年頃になつて知ったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- この問題はなかったので、認識もありません。
- 反省点…正確はコンピューター入力と、その
チエック体制

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 f. 事務局課長補佐・係長級以上 (主任管理官) g. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

自分も若い時、厚生年金保険の記録照会、照会に対する回答（他社会保険事務所からも照会に対する）の業務を行っていたことがあります。見つかる場合が多いのですが古い名簿をめくっての作業で、なかなか見つからなかつてものもあつて気が済みません。中には毎月日が2~3年違っている（例えば”みつまかおけい”的に氏名が違う場合は）場合には、いつまでたまでも見つかりません。

回答票には、それにも付記して回答しておいたと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

主な内因や外因が違うといえども、單なる名寄せでは向かないのではないか。（以下）
 個人さん特別便等でわかる少し、それでも本人から申出がある場合は、ようやく解決はむづかしいと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が問題になる前は、公的年金は請求書主義でした。当然年金記録についても本人からの期間確認請求書がある。お知らせするものと思っておりました。
各社会保険事務所にある旧台帳の記録もそういうことで請求書がある時に、当時勤めていた管轄の社会保険事務所に確認請求出して…ということになると、特に疑問を持ちました。
このように年金記録問題を知ったのは平成16年頃、口コミで行政のところからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分は地方庁の人間なので本庁の指示待ちの状況でした。
現時点を差し置いては、現在もそれが正しいのですが、公的年金は請求主義である」ということがどうだったのかということがあります。
もちろん、判断等の材料に「特別便」等がお知りをする、記録の整備はきちんとしておくことは、だいぶ大切なことだと思います
が…。
反省点については、ユニバーサルカードで残された旧台帳(名簿)等について、当時手帳の関係で返してあっても思っていなかったのですが早くコンピュータに収録すれば、地方庁の取扱いと本庁に要望をすべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ソリスル。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現れ社会保険庁で進めていき、著作権による
記録の統合が確実であることを目指す。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各人が複数の会員登録をして、未統合のまま放置し、
年金請求時に重複する制度(仕組み)であるから。
既に名簿は高齢者が多いことにより、統合されない会員が
あるのは、ある程度やむを得ないと落としていた。
入院後何もなく。
(個人が長期間的に会員登録を隠すため偽名等で雇用されてる方)
(いじめ、ひきだし年月日では、名前が見つかることでスリのあった、)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

でまだけ昇給時期に会員登録の統合のための周知が必要だった
のではなかと考へている

06-140

回答票②

06-140

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全ての年金問題を一括りに、かつ実質年内に一括り解決することをめざす徹底的な取り組みをすべきだと思います。
 例) 先の順位を決めて(例)年金支給権者へは(年金額の順位)、後次第に順位を決めて支給していく。
 などと並べてしゃうか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基盤会員登録号を導入し、それが何に影響されるかにあり、これがどうして運営はされかねないかと思つておりました。
私がおもに何の問題が存在するか尋ねて、マスコミ報道は並んでるようになつてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基盤会員登録号が後ろの記入を速やかに
行つたり、それが可能と思つていいの
です。
被保険者や家族の方々に対する透明性
を行政側がいかで行つたか、とかと思つます。
マスコミ報道が先に行し、被保険者や被
扶養者等の理解が得られない、そのためには
何がいいか?

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「山形は、個人が所得金團下から何項目といった冷利企業中心で農業生産の地位あるあります。その後20歳から50歳頃まで「自分の生活第一主義」として「貯金」や、「年金記録」といった言葉が少なすぎたという弊病性があるものと想われる。60歳の基準が近くになって自分の貯金はいくらなのかと、意識が急に高まり代わりに何かをかかえて貯金があった期間、然会されたときに「年金記録の発行」を行ってからこの加入員すべてに通知することはなかった。通知する方法は、数年前からであり一部の対象者について行った。制度上、すべてが「請求主義」という考え方があり、相続く長年の積立ながら、このような弊害を生じたとすれば問題であったのかを知らない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[未適用・未加入の防止]

- 適用すべき事業所と被保険者となるべき労働者の適格な届出の届け出事業主の責任管理のとともに、確実に履行させる法制度の整備

[管理者の確認行為]

- 基礎年金義務からすべての加入・料内税・給付等が一冊の手帳用にしきりに記載され、職場から保険・年金・税金等が明確にできる制度化に見直し。

[自己管理の義務]

- 被保険者個人自らも、管理意識をもち「人任せ」から脱却しないとハッキリと同じである

制度上、五年毎に年金記録を通知するシステム(行政の改善)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当該行政機関に従事以来、社会保険大学校の各種研修を受けて、厚生年金・国民年金の制度の必要性や被保険者の皆さんに対して年金記録の重要性を説明しながら手帳裏面に履歴を記入させる等、機会のたびに勧行を促してまいりました。ひがって、年金記録に関する質問に「アリ」は、前回とは対応してきませんし、或いは「アリ」ではないが、それが2年前頃から未統合や未収録等不備が存在しているということが話題になったことにふどろいています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職時は、厚生年金被保険者登録(一枚のみ)とオンラインシステムによる入力処理方式でした。登録時は、帳票上部に記録し、記帳済の票を業務センターに送達して記録の整備に努めた。送達時は、内容チェックにて連絡して次に後日、期間について不整合などのについては、再確認し整備の元で直してまいりました。オンラインシステム使用までの間、入力項目のチェックを行ふ等、正確無理に努めてまいりました。
・現に未統合・未収録があることは、誠に反省点あります。
・年金登録時に履歴を確認しているものの未収録となれば、ことの重大さを痛感せざるを得ない。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん 特別便の「回答書」を 従業員に調査する。

06-142

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 承知していませんでした。
- 退職後、新聞等により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識していませんでした。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「質問1」に対してであれば、答えようありません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後のことであり、答えようありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

答えようありませんが、私がこれまで國民年金業務を主でやっていたので、納付記録券の照合確認券も市町村に行っていたことがあります。こういった事態が発生することを想えられません。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録問題に関する調査について」に記載されて
いる事象以外は、わざりません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

虚偽の申立てなどの問題もあると思いますが、本人の保険料を納付した旨の申立てを尊重し、認めることも必要ではないかと思います。

このような問題がないよう、今後(反対意見が多いと聞いて
おりますが)年金医療個人番号制度等をより入れる
ことや必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・保険料を納付した期間であると思っていたのに、記録なしと回答された時の驚きは、大変おきく、その後対して不安、年金不信感など大きな問題だと思います。
- ・この問題が存在することを知ったのは、ニュースで大きく取り上げられた頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・旧台帳簿は、キッチン整理されておりませんので、本人から勤務当時の状況を十分に聞き、確認しながら、記録を検索していくべきで見つけ子ことができました。
- (相談され、見つけた記録がありました)
- ・記録問題の一因でありました資格取得届等は、戸籍謄本など添付することなどは、必ずしめることもあり、届書だけで記録新規入力を行っていたこと。
- ・年金記録のおもせなかと早期にすべきであつたこと等、いろいろありますか、やはり被保険者の立場に立った配慮をしないければならないのと大きかったです。当方が正しいんじとの上から直線で仕事を行っていたのかどうかがけいします。

ご協力、ありがとうございました。

06-145

回答票②

06-145

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

分かりません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません。

06-145

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険義務センターからの年金記録リストの修正を行った際に調査不能の事案が何件かあつたとき、記憶に残りますが、将来的には個人個人の年金記録がどうするかを解決するものと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当成績達
該当業務を履行してまいりましたので個人的
な不貞有りません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

アスレ

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-146

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でもた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点、

現在は、年金特別便から郵送されていきますが、
毎月算定基礎届から提出された後は、各個人毎
に算定基準届の結果を通知しているのは、このようない
ことは、12.5万円のところではないかと思っています。

(数10年前から思っています。)

又、貧困も、今よりは、少なくて済んでいたので
はないかと想われます。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施しているものしか
思いつかないです。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去において、未納保険料を既知後納付した場合、既知になっていない未納分に勘定変更し、納付者にもその旨通知してあったと思います。

また夫婦であっても納付困難時(これはどちらかの分か分かる納付して後で納付するからという事例は数多くありました。そういうことがあったと/or)

これを報導等でご協力、ありがとうございました。
流れていればと思う。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題そのものを承知しています。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な方策を述べることは出来ないが、誠意を持って徹底した対応を取らねばならない。

06-148

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、年金記録の問題は特に認識をしていない。
問題を知ったのは、マスコミ等の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取扱は子いめに取扱を全うしたものと信じていた。
当時のコンピュータの情報処理能力等の問題
は無かったのか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
<input checked="" type="checkbox"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

業務センター保育・託児を整備した上で、再度本人登録する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務室から届出書が適正な形にて、保管をしておこなう。
特に銀色の年金手帳、開封が出来とは予想もていなかつた。
この問題を知ったのは、マスコミに取り上げられようになされた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

想定していかなかった。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和56年4月に誕生制の国民年金制度がスタートし、国民年金時代となつたが、通算年金制度が創設されたのは10年後である。

通算年金制度が施行された以前、女性の退職理由が結婚の場合、その他の相当数が脱退一時金の請求をしていた。

通算年金通則法施行後にあっても、通算制度の不足があったと思われたが、脱退一時金の請求者は後を絶たなかったことも審美である。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

脱退一時金の支給記録関係が不明の被保険者であつた者が、現在はその年齢からして、すべての者が年金受給者であり、通算年金通則法施行以前の期間については、調査で之を範囲内のものと除き、特に女性についてはすべての期間については脱退一時金とり得るものとして、その妙を検討している。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公私者は一般の会員より被保険者証(年金手帳)の室複交付を受けている割合が高い
このような被保険者であった者が年金受給前(遺族年金受給権未発生者)に死亡した場合、その死亡に際して
届出がなされないため、室複取消が行われないまま
統合処理も行われないなどと考えられた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の被保険者は基礎年金番号により管理されていますが、導入前は被保険者である者における被保険者期間の管理はそれまでの制度の記号番号での管理に死亡処理を行う届書がない(国民年金を中心とする年金該当者を除く)
これを制度の死亡処理ができるよう現在の届書で併用できるような様式に一部変更することになり
解決できるものと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。